



中央大学 国際情報学部 教授

情報通信総合研究所取締役法制度研究部長、早稲田大学客員准教授、日本大学教授等を経て、2020年より現職

【主な著書】

『プラットフォームに正義を託せるか』日本経済新聞出版、2026年

『情報法入門（第7版）デジタル・ネットワークの法律』NTT出版、2025

『データセキュリティ法の迷走』監訳、勁草書房、2023年

『概説GDPR～世界を揺るがす個人情報保護制度』共著、NTT出版、2019

2026.3.19.

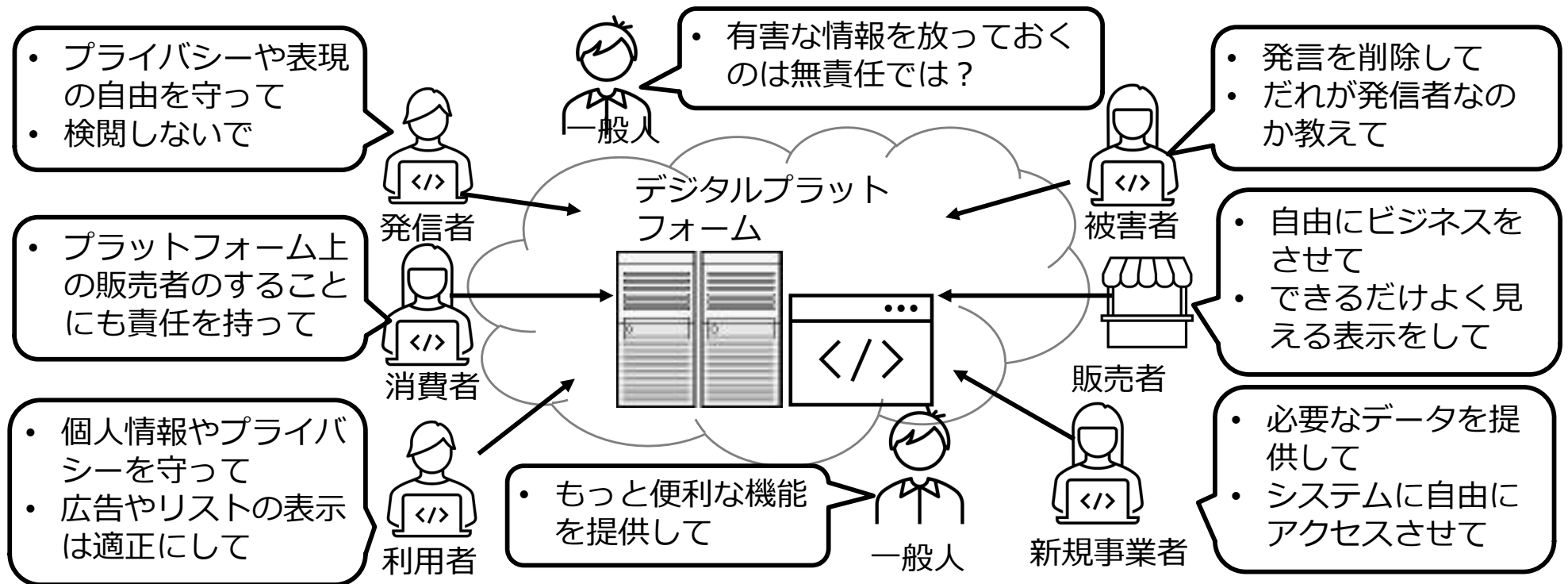
小向 太郎 Taro KOMUKAI, Ph.D.
中央大学 国際情報学部 教授

1. プラットフォームへの期待
 1. プラットフォームに何を求めるか？
 2. プラットフォーム上で起こる問題
 3. 違法情報に対する媒介者の責任
2. 制度比較
 1. 米国：通信品位法
 2. EU：デジタルサービス法
 3. 日本：情報流通プラットフォーム対処法
3. 今後の課題
 1. コンテンツ・モデレーション
 2. 利用者保護の強化
 3. 子どものSNS利用

1. プラットフォームへの期待

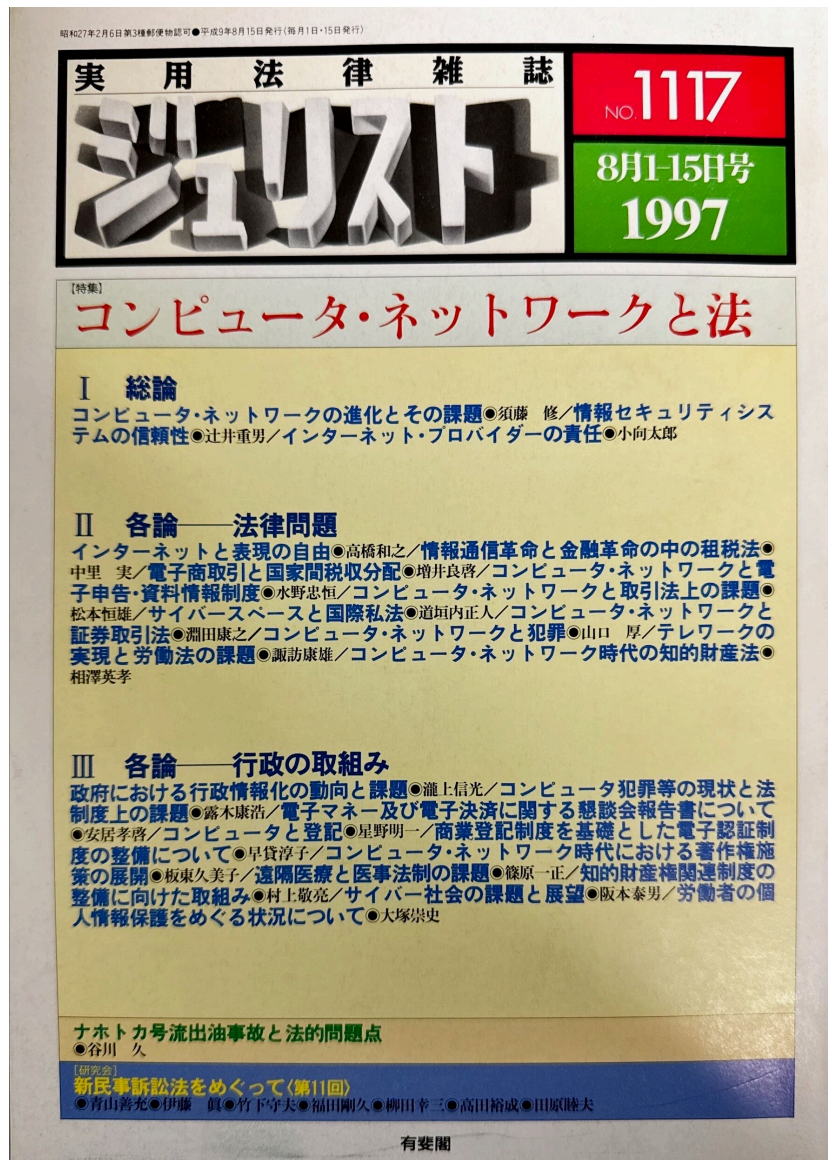
1-1. プラットフォームに何を求めるか

- 二面市場または多面市場を持つデジタル・プラットフォームには、それぞれの関係者から、異なった要請がなされる
- プラットフォームのビジネスは、利用者のエンゲージメントを高めることで拡大する



出典：小向太郎『プラットフォームに正義を託せるか』（日本経済新聞出版、2026年）212頁

(参考) 1997年の論文



- 小向太郎「インターネット・プロバイダーの責任」ジュリスト1117号（1997年）
- インターネット上に違法な情報があったら、その情報を媒介する事業者は、どのような責任を問われるのか？

1-2. プラットフォーム上で起こる問題

- プラットフォームで生じる問題は多様であり、問題の種類によっても、誰にどのような責任が問われるのかは異なる

	種類	問題例
違法情報	権利を侵害する情報	名誉毀損、プライバシー侵害、著作権・商標権侵害
	禁止されている情報	わいせつ、名誉毀損、犯罪の扇動、風説の流布、情報による業務妨害、児童ポルノ等
	ネット上の犯罪	詐欺、恐喝、闇バイト、トクリユウ、オンラインカジノ、性搾取、薬物売買、禁制品の販売等
有害情報	個人への悪影響	性的情報、残酷な情報、自殺、いじめ、薬物、依存、過度なダイエット、誤った健康法等
	社会への悪影響	デマ、情報操作、社会の分断を煽る情報、差別を助長する情報
利用者等の保護	消費者保護	不当表示（ダークパターン、ステルスマーケティング）等の、販売店と消費者のトラブル、過度の囲い込み、不利益な取引の強制など
	青少年保護	有害コンテンツによる悪影響（不良化、犯罪化、自殺・自傷）、犯罪者のアプローチ、ネット依存、ネットいじめなど
	プラットフォーム独占	不当な独占的地位の維持、プラットフォーム上のビジネスに対する圧力、自社に有利な契約条件の強制など

(参考) エンゲージメント重視の深刻な弊害



Abstract: Facebook contributed to a genocide in Myanmar. Scholars, reporters, and United Nations investigators agree that the social media giant played a role in an explosion of ethnic conflict in 2017 that led to the death and displacement of hundreds of thousands Rohingya Muslims in Northern Myanmar.

Riding a wave of liberalization, Facebook entered the country and quickly dominated online spaces, with early the entire internet-connected population of the country using Facebook products. Challenges related to culture and technology meant that the conversations received little moderation. Facebook feeds quickly became populated with hateful speech, including misinformation seeded by the ruling military authority. As a result, Facebook played a critical role in the explosion of violence, especially during the 2017 genocide.

This paper argues that, even acknowledging unique challenges, the outcomes in Myanmar were a predictable result of Facebook's business model in combination with a striking lack of moderation or enforcement of the company's own code of conduct. The paper further argues that this outcome is the ultimate consequence of an atmosphere of absolute corporate impunity. With no international legal mechanism capable of holding Facebook accountable, the company operated without regard for the human rights of Myanmar's citizens. The absence of accountability mechanisms is itself a consequence of corporate power. With no changes in legal frameworks likely to result from this tragedy, this will not be the last time that Facebook will contribute to a situation like the Myanmar genocide.

Contents

INTRODUCTION

History and Background
Facebook's Role
Corporate Law and
Accountability

CONCLUSION

Daniel Zaleznik, *Facebook and Genocide: How Facebook contributed to genocide in Myanmar and why it will not be held accountable*, Systemic Justice Journal Volume 1

- ロヒンギャの迫害
 - 2016年頃から
 - 一般市民6800人以上殺害
 - 約73万人が国外に退去
- Facebookの影響
 - 「Facebookは、憎悪に満ちたコンテンツを拡散することで、この民族浄化に決定的な役割を果たした（国連レポートより）」

1-3. 違法情報に対する媒介者責任

- プラットフォーム上の違法情報に対する責任の考え方は、国・地域によって大きく異なる

	米国	EU	日本
法律	通信品違法230条	デジタルサービス法	情報流通PF対処法
対象情報	双方向コンピュータサービス上に第三者が発信した違法情報	事業者が媒介した違法情報、システムミツクリスクを生じる情報	事業者が媒介した権利侵害情報（原則として違法情報）
削除等を行わなかったことによる責任	ほぼ 全面的免責	認識していない場合は免責 、認識後は遅滞なく削除等が求められる	侵害について善意無過失 の場合は 免責
削除等を行ったことによる責任	善意で自発的に行った行為には 責任なし （グッド・サマリタン条項）	自主的対応をとったことだけを理由に責任は問われない	権利侵害があると信じるに足る場合のみ免責、 発信者に照会 の上削除可

出典：小向太郎『情報法入門』（NTT出版、第7版、2025年）216頁より

2. 制度の比較

2-1. 米国：通信品位法

- プラットフォーム上で発信された情報に対して、削除等を行っても行わなくても責任を問われない
- 名誉毀損情報等の存在を知っていても免責される（*Zeran v. America Online*, 129 F.3d 327 (4th Cir. 1997) . ）

項目	規定内容
対象：双方向コンピュータサービス	コンピュータサーバへの複数のユーザによるコンピュータへのアクセスを提供または許可する全ての情報サービス、システムまたはアクセスソフトウェアのプロバイダ ((f)(2))
他者の発信する違法情報に関する免責	双方向コンピュータサービスのプロバイダまたはユーザは、自分以外のコンテンツプロバイダによって提供された情報について公表者 (publisher) や表現者 (speaker) として扱われてはならない ((c)(1))
削除等の措置をとることに関する免責 (グッドサマリタン条項)	双方向コンピュータサービスのプロバイダまたはユーザは、違法な情報に対して削除等の措置を取ることに関しては、善意で自発的に取られる限りにおいては責任を問われない ((c)(2))

通信品位法230条に対する批判

【連邦議会上院の公聴会（2020年11月29日）】

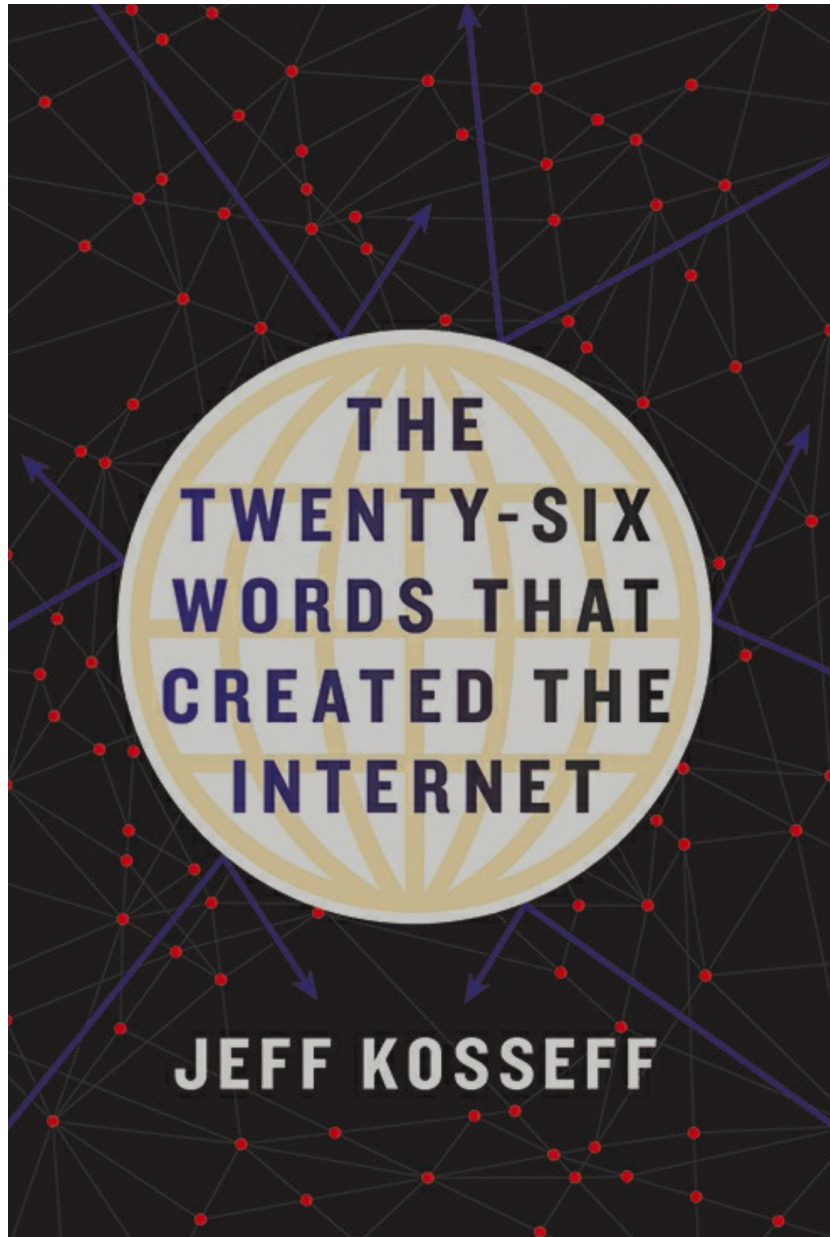
- 「230条の広範な免責は巨大IT企業に悪行を許しているのか？
(Does Section 230's Sweeping Immunity Enable Big Tech Bad Behavior?)」

共和党側の主張	民主党側の主張
<ul style="list-style-type: none">「自分勝手に検閲のような関与」を許すべきではない	<ul style="list-style-type: none">フェイクニュースの拡散などの悪質なものや、選挙等にも影響を与える投稿は、もっと積極的に制限すべき

【トーマス最高裁判事の声明】

- 1996年の通信品位法制定時には、今日の主要なインターネットプラットフォームのほとんどが存在していなかった
- 多くの裁判所は、この法律を広く解釈し、世界最大級の企業に包括的な免責を与えている
- 条文の文言からも制定経緯からもこのような解釈は取り得ない
- 条文の自然な読み方を超えて通信品位法230条の免責を拡大することが、深刻な結果をもたらす可能性がある

インターネットを作り出した24単語



- この26の言葉が、アメリカの数十億ドル規模のオンライン産業の大部分を担っていることをご存知だろうか。私たちがオンラインで何を書き、何を言い、何をすることができるかは、たったひとつの法律に基づいている（CBS 60 Minutesでの紹介）
- 「第230条は、オンライン上での自分の行動や発言には責任を持つべきだが、他人の行動や発言には責任を持つべきではないという原則を具体化したものである。この法律は、他人の発言に基づくユーザーやサービスに対する民事訴訟のほとんどを防いでいる（EFFWebページ「Section 230」
<https://www.eff.org/>）」

2-2. EUデジタルサービス法

- カテゴリーごとに、媒介者のコンテンツに対する責任について規定している

種類	対象になる事業者	媒介情報に対する主な責任
単なる伝送路	伝統的な電話会社など、情報の伝送だけを提供する事業者	基本的に責任は問われない
キャッシング	情報伝達を効率化するために、インターネット上で、データの一時的保存や転送を行う事業者	伝送効率化のためであれば基本的に責任は問われない。ただし、オリジナル情報が削除された場合には削除するなどの対処が必要
ホスティング	ウェブホスティングや SNS、掲示板など、インターネット上で利用者が情報を蓄積する場所を提供する事業者	違法情報について認識していなければ責任は問われない。認識した場合には対応しなければならない。削除要請を受けて対応する義務（ノーティス・アンド・アクション）が課せられる
オンライン・プラットフォーム	ホスティングのなかで、利用者の要請に応じて情報を保存し、公衆に送信する事業者	ホスティングとしての責任に加えて、消費者や青少年保護のための義務が課せられる
超巨大オンライン・プラットフォーム	月間4500万人以上が利用しているオンライン・プラットフォーム	オンライン・プラットフォームとしての責任に加えて、社会全体に大きな影響を与える「システミック・リスク」を、評価して軽減する義務が課せられる

システミック・リスク対応義務

- 超巨大プラットフォーム（VLOPs）と超巨大検索エンジン（VLOSEs）に評価・軽減義務

種類	概要
義務付けられている対応	システミック・リスクの評価（第34条）、リスクの軽減（第35条）、危機対応の仕組み（第36条）、独立監査（第37条）など
システミック・リスクの内容（第34条第1項）	違法コンテンツの流布、基本的権利への悪影響、民主的プロセスや治安に影響を与えるサービスの不正操作、ジェンダーに基づく暴力、未成年者への悪影響、利用者の身体的・精神的健康への深刻な影響など

【対象事業者（2025年10月）】

種類	ビジネス領域	対象事業者
VLOPs	SNS・動画等共有サイト	YouTube, LinkedIn, Facebook, Instagram, Pinterest, Snapchat, TikTok, X
	ショッピング・電子商取引サイト	AliExpress, Amazon Store, App Store, Booking.com, Google Play, Google Shopping, Shein, Temu, Zalando
	アダルトサイト	Pornhub, XNXX, XVideos
	その他	Google Maps, Wikipedia
VLOSEs	検索エンジン	Google Search, Bing

出典：小向太郎『プラットフォームに正義を託せるか』（日本経済新聞出版、2026年）69,73頁

VLOPsに対する調査

- サービスの依存性・中毒性や、消費者保護上の懸念を問題にしたものが多い

事業者	主な調査対象
X (2023年12月)	認証バッジ運用の適正性, 広告の透明性, 研究者に対する公開データアクセスの開示など
TikTok (2024年2月)	サービスへの依存を強めるポイントプログラム, 効果的な年齢確認メカニズム提供の有無など
AliExpress (2024年3月)	違法コンテンツ拡散によるシステミック・リスクの評価・軽減の取組み, 消費者保護への悪影響への対応, 違法コンテンツに関する通知受付・苦情処理体制, 信頼性・透明性の確保, 研究者に対する公開データアクセスの開示など
Meta (2024年5月)	未成年の依存を強めるインターフェース, 適切な年齢確認ツール等の提供, 未成年者保護のためのデフォルト設定配慮など
Temu (2024年10月)	EU基準に非準拠の製品販売, 依存を強めるサービス設計に関するリスク, サービス商品の推奨方法, プロファイリングに基づかないレコメンドの非提供, 研究者に対する公開データアクセスの開示

出典：小向太郎「欧州委員会によるシステミック・リスク規制の執行動向」情報処理学会研究報告 電子化知的財産・社会基盤 (EIP) Vol.2024-EIP-106 No.37 (2024/6/5).

(参考) システミックリスクとは

- オックスフォード英語辞典 (OED) の定義
 - 「システムが全体的な機能不全を起こすリスクであり、特に市場や金融システムにおいて、各主体間が相互に連携や依存をしているために、一部の主体の破綻が連鎖的な破綻を引き起こし、最終的にシステム全体が崩壊してしまうリスク」
- 典型的なシステミックリスク
 - 一つの金融機関が支払不能の状態になることで、その支払を受けるはずだった金融機関も当てにしていた資金が得られずに支払不能になり、こうした支払不能状態が連鎖的に発生
- 基本的な対応策
 - 自己資本比率規制：主要国の金融監督者が、銀行の自己資本比率（リスク資産を分母とした自己資本の比率）を8%以上とすることを合意（1988年バーゼル合意、いわゆるBIS規制）
 - 事後的対応：預金保険と中央銀行による貸出しにより、リスクが顕在化した後に連鎖反応を抑制

2-3. 情報流通プラットフォーム対処法

- 権利侵害情報の責任制限と、大規模プラットフォームの対処義務について定めている

媒介者の責任制限	被害に対する責任 (第3条第1項)	<ul style="list-style-type: none">● 削除等を行わなかった場合の「被害者」に対する責任● 侵害を知っていたか、当然知り得たであろうと認められる場合以外は免責
	削除に対する責任 (第3条第2項)	<ul style="list-style-type: none">● 削除等を行った場合の発信者に対する責任● 他人の権利が侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき● 権利を侵害されたとする者から違法情報の削除の申出があったことを発信者に連絡し、7日以内に反論がない場合
大規模PF	対応の迅速化 (権利侵害情報)	<ul style="list-style-type: none">● 削除申出窓口・手続の整備・公表● 削除申出への対応体制の整備（十分な知識経験を有する者の選任等）● 削除申出に対する判断・通知（原則、一定期間内）
	運用状況の透明化	<ul style="list-style-type: none">● 削除基準の策定・公表（運用状況の公表を含む）● 削除した場合、発信者への通知

出典：小向太郎『情報法入門』（NTT出版、第7版、2025年）206-207頁

対象事業者

- 動画共有サービス事業者、SNS事業者、電子掲示板事業者など
- 検索サービスやオンライン・ショッピングモールは対象外

大規模特定電気通信役務提供者	(参考) サービス名	指定日
Google LLC	YouTube	令和7年 4月30日
LINEヤフー株式会社	Yahoo!知恵袋、Yahoo!ファイナンス、 LINEオープンチャット、LINE VOOM	
Meta Platforms, Inc.	Facebook、Instagram、Threads	
TikTok Pte. Ltd.	TikTok、TikTok Lite	
X Corp.	X	
株式会社ドワンゴ	ニコニコ	令和7年 5月29日
株式会社サイバーエージェント	Amebaブログ	令和7年 5月30日
株式会社湘南西武ホーム	爆サイ.com	
Pinterest Europe Limited	Pinterest	

総務省「インターネット上の違法・有害情報に対する対応（情報流通プラットフォーム対処法）」
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/ihoyugai.html

プラットフォームに対する差止請求

- どのような場合に、不法行為責任や差止請求が認められるかは、行為や媒介者の種類によって異なる

対象	媒介者の責任	事例
掲示板管理者	権利侵害について知っているか、当然知ることができた場合に、一定の期待される対応を行う法的義務がある	ニフティ現代思想フォーラム事件、産能大学事件
匿名掲示板管理者	管理者には、損害発生を防止する義務があり、常に注意を払い、権利侵害があれば <u>直ちに削除する義務</u> がある	2チャンネル対動物病院事件、学校裏サイト事件
ツイッター	公表されない法的利益と本件各ツイートを一般の閲覧に供し続ける理由に関する諸事情を比較衡量し、前者が <u>優越する場合には、削除を求めることができる</u>	ツイッター投稿削除請求事件（最二小判令和4年6月24日）
検索サービス事業者	事実を公表されない法的利益と当該URL等を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して前者が <u>優越することが明らか</u> な場合に削除を求めることができる	グーグル検索結果削除請求事件（最決平成29年1月31日）

(参考) 削除請求権と削除義務

- 削除請求権のデメリットとしては、「裁判例によれば、特定電気通信役務提供者が送信防止措置の作為義務を負う要件は、被侵害利益やサービス提供の態様などにより異なる」「個別法の差止請求の規定との整合性に課題」「安易な削除請求の乱発」などが挙げられている

	削除請求権	削除義務
概要	<ul style="list-style-type: none">権利を侵害された人がプラットフォームに情報の削除を請求できる権利法定の権利として明文化することを想定請求が裁判で認められれば、プラットフォームは削除義務を負う	<ul style="list-style-type: none">請求がなくてもプラットフォームに、個々の投稿を削除する義務を課すこと個別の違法・有害情報に関する「罰則付きの削除義務」「公的機関等からの削除要請」や、「違法情報の流通の監視」などを想定
評価	<ul style="list-style-type: none">メリット・デメリットが拮抗しており、引き続き慎重に議論するのが適当	<ul style="list-style-type: none">表現の自由の実質的制約をもたらすおそれがあるため、慎重であるべき

総務省「プラットフォームサービスに関する研究会第三次とりまとめ（令和6年1月）」
(https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000220.html)

3. 今後の課題

3-1. コンテンツ・モデレーション

- 米国ではコンテンツ・モデレーションを制限する州法が制定され、促進政策をとっているEUや日本とは対照的である

	米国	EU	日本
法律	テキサス州H.B.20	デジタルサービス法	情報流通PF対処法
対象事業者	月間 5,000 万人以上のユーザーを持つSNS, コンテンツ共有事業者等	超巨大プラットフォーム事業者	大規模特定電気通信役務提供者
対象情報	事業者が削除等の対象とする情報全般	事業者が媒介した違法情報、システムミックリスクを生じる情報	事業者が媒介した権利侵害情報（原則として違法情報）
コンテンツモデレーション規制	ユーザーを「検閲（センサーシップ）」することの禁止、検閲の慣行について一般および個別の開示義務	超巨大プラットフォームに、コンテンツ・モデレーションの実施を含むシステムミック・リスク軽減義務	権利侵害情報に関する削除請求等についてPFの対処義務

(参考) Xに対する措置 (2025年12月5日)

- 調査段階では強調されていた「コンテンツ・モデレーションの不足」は、直接の違反行為として認定されていない
- 「青いチェックマーク」については、ユーザ認証を行っていないことなどが問題とされた

項目	違反内容
「青いチェックマーク」の欺瞞的なデザイン	企業がアカウントの背後にいる人物を実質的に検証することなく、誰でも金銭を支払うことで「認証済み」ステータスを取得可能
広告リポジトリの透明性の欠如	処理の過度な遅延など、広告リポジトリの目的を損なう設計上の特徴やアクセス障壁 広告の内容や主題、広告主となる法人などの重要な情報も欠如
研究者への公的データへのアクセス提供の欠如	Xの利用規約は、適格な研究者がスクレイピングを含む方法で公開データに独立してアクセスすることを禁止 公開データへの研究者アクセスに課す手続きは不必要な障壁

European Commission, Commission fines X €120 million under the Digital Services Act, Dec. 5, 2025, https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_2934?utm_source=chatgpt.com

(参考) 偽情報行動規範

- 参加企業にモニタリングを受けることを求めている。2023年1月に最初の報告書の提出が求められ、その後、VLOPsは6ヶ月ごとに（その他の参加者は毎年1回）報告を行う必要がある。
- 行動規範を守ることが、DSAの求めるシステミックリスクの軽減とみなされる。

項目	取り組みの例
偽情報の非収益化	偽情報と一緒に広告を掲載することの回避、偽情報を含む広告の配信を回避などの推進など
政治的広告の透明性	スポンサー、広告費、掲載期間の開示、政治広告を検索可能できる広告ライブラリの設置など
サービスの完全性の確保	偽アカウント・ボット、ディープフェイクなどの削減、悪用手法リストや対応手順の定期的見直しなど
利用者などの支援	利用者が偽情報を特定するためのツールの改善、研究者のデータ・アクセスの拡大、EU全域にわたるファクトチェックの実施など

出典：小向太郎『プラットフォームに正義を託せるか』（日本経済新聞出版、2026年）77頁

(参考) 偽情報と公職選挙法

- 公職選挙法は、選挙運動として行ってよいことが細かく規定されており、インターネットの利用に関する規定もある
- 違反の判断基準が不明確であり、執行のための制度・体制も、現時点では十分に整備されていない

インターネットに関連する規定	義務等の概要
ウェブサイト等の利用 (第142条の3)	電子メールアドレスなどの表示義務
電子メールの利用 (142条の4)	送信者 (候補者・政党等) 送付先 (事前に同意を得た相手) の限定、氏名や電子メールアドレスなどの表示・メール内容の保存義務
落選運動に使用する場合の表示義務 (第142条の5)	ウェブサイト等：電子メールアドレスなどの表示義務、電子メール：氏名や電子メールアドレスなどの表示義務
インターネット等を利用する有料広告の禁止等 (第142条の6)	候補者・政党等の名称や類推されるような事項を表示した広告の禁止 (一定の政党その他の政治団体は除外)
選挙に関するインターネット等の適正な利用 (第142条の7)	公職の候補者に対して悪質な誹謗ひぼう中傷をする等表現の自由を濫用して選挙の公正を害しないよう努力
選挙の自由妨害罪 (第225条)	偽計詐術等不正の方法をもつて選挙の自由を妨害 (第1項第2号)
虚偽事項の公表罪 (第235条)	選挙運動・落選運動の目的で、虚偽の事項を公表

3-2. 利用者保護の強化

- 日本では、プラットフォームに対して、ダークパターンの防止、レイティングや広告の透明性確保、プラットフォーム上のビジネスの適法性確保などを求める制度が、比較的少ない

	種類	問題例	対応する制度
利用者等の保護	消費者保護	不当表示（ダークパターン、ステルスマーケティング）等の、販売店と消費者のトラブル、過度の囲い込み、不利益な取引の強制など	景品表示法に基づく不当表示規制、取引DPF消費者保護法、特定商取引法、消費者契約法等
	青少年保護	有害コンテンツによる悪影響（不良化、犯罪化、自殺・自傷）、犯罪者のアプローチ、ネット依存、ネットいじめなど	出会い系サイトに当たる場合の登録義務、青少年の利用制限、フィルタリング提供義務等
	プラットフォーム独占	不当な独占的地位の維持、プラットフォーム上のビジネスに対する圧力、自社に有利な契約条件の強制など	私的独占、不公正な取引方法、不当な取引制限（優越的地位の濫用等）、特定DPF取引透明化法、スマホソフトウェア競争促進法

デジタルサービス法の消費者保護規制

種類	項目	概要
プラットフォーム自身の行為に対する規制	ダークパターンの禁止 (25条)	自由な意思決定を、欺罔・操作・歪曲などで損なうようなインターフェースの設計・構築・運用禁止
	広告の透明化 (26条)	広告であること・広告主・表示理由などを広告ごとに、明確、簡潔かつ曖昧さのない方法で、リアルタイムで識別できるようにする義務
	おすすめの透明化 (27条)	仕組みを説明し、利用者が簡単に修正や要望ができるようにする義務
	未成年者の保護 (28条)	未成年者向けサービスに、高いレベルのプライバシー・安全・セキュリティを確保する義務
プラットフォーム上でビジネスを行う事業者に関する義務	販売者のトレーサビリティ (30条)	販売者に関する情報を取得・確認し、消費者に提供する義務
	法令遵守を促すデザイン (31条)	EUの消費者法に基づく義務（契約前情報・製品安全情報の提供など）に沿った画面になるように設計・構築する義務
	違法な製品・サービスの情報提供 (32条e)	違法な製品・サービスの提供について、違法性・販売者情報・救済手段を消費者に通知する義務

出典：小向太郎『プラットフォームに正義を託せるか』（日本経済新聞出版、2026年）66頁

3-3. 子どものSNS利用

- 最近の青少年のSNSへのアクセスを制限する規制は、心身の健康を損なうリスクを重視し、アルコールやタバコの規制根拠と類似

国	概要	懸念リスク
オーストラリア 2025年施行	16歳未満の者がアカウントを持っていないよう合理的措置	薬物乱用, 自殺や自傷行為, 暴力的な素材, 安全でない食習慣の助長など
EU 議会提案	16歳未満のソーシャルメディア等利用に保護者同意、13歳未満は保護者の同意があっても利用不可	依存性のあるスマートフォンのサービス : 不安や抑うつ症状の増大, 衝動制御の欠如, などの思春期のメンタルヘルス問題の増加
フランス 法案審議中	15歳未満のソーシャルメディアの使用を禁止し、高校では携帯電話の使用を禁止	抜け出しにくい設計になっていること、また有害情報（自傷・摂食障害・暴力的内容など）への接触
米フロリダ州 係争中	14歳未満のアカウント禁止、14~15歳は保護者の同意等	睡眠、学業、対人関係、自己像（外見・比較）への悪影響、いじめ・嫌がらせ、性的な危険（望まない接触や搾取）等
日本	フィルタリング利用の促進、18歳未満の出会い系サイト利用禁止	犯罪や自殺につながる情報、著しく性欲を興奮・刺激する情報、著しく残虐な内容の情報。性的な接触の抑制

青少年を取り巻くリスク

- 想定リスクの種類によって求められる対応は異なる
 - コンタクトリスク：犯罪対策
 - コンシューマーリスク：消費者保護
 - プライバシーリスク：個人情報保護
- リスク内容について実証的な評価が求められる
 - 青少年自身の回避モチベーション
 - ポジティブな側面
 - 心身の健康への影響の程度 など

区分	リスクの概要
コンテンツ	ポルノや暴力的描写などの有害情報から悪影響を受ける
コンタクト	ネット上で接触する犯罪者などからターゲットにされる
コンダクト	いじめ・ヘイト・自傷・極端なダイエットなどを起こす
アディクト	ネット依存や特定の嗜好や思想にとらわれたりする
プライバシー	個人情報を不用意に収集され将来にわたって利用される
コンシューマ	ダークパターン等欺瞞的な商品表示などを信じてしまう

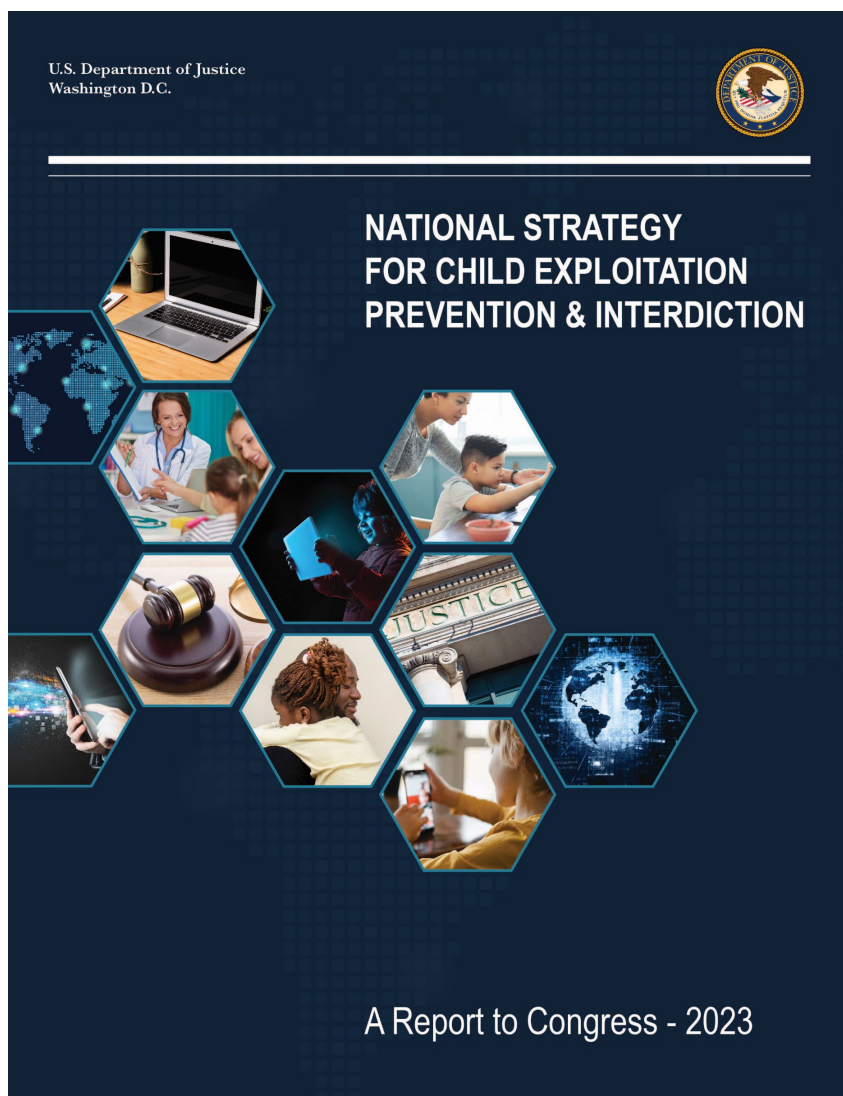
(参考) OECDレポート2021

- 2021年のOECDレポートでは、リスクを「コンテンツ」「コンダクト」「コンタクト」「コンシューマー」に分類して、「プライバシー」「先端技術」「心身の健康」を横断的リスクであるとしている

Risks for Children in the Digital Environment				
Risk Categories	Content Risks	Conduct Risks	Contact Risks	Consumer Risks
Cross-cutting Risks*	Privacy Risks (Interpersonal, Institutional & Commercial)			
	Advanced Technology Risks (e.g. AI, IoT, Predictive Analytics, Biometrics)			
	Risks on Health & Wellbeing			
Risk Manifestations	Hateful Content	Hateful Behaviour	Hateful Encounters	Marketing Risks
	Harmful Content	Harmful Behaviour	Harmful Encounters	Commercial Profiling Risks
	Illegal Content	Illegal Behaviour	Illegal Encounters	Financial Risks
	Disinformation	User-generated Problematic Behaviour	Other Problematic Encounters	Security Risks

OECD, Children in the Digital Environment: Revised Typology of Risks, OECD Digital Economy Papers No.302, January 2021

(参考) DOJレポート (2023年)



- National Strategy for Child Exploitation Prevention and Interdiction, 2023 REPORT TO CONGRESS
 - 児童性的虐待資料
 - 米国における児童の性的人身売買
 - 特殊な地域と集団における児童搾取
 - 域外における児童の性的虐待
 - ライブストリーミングとバーチャル児童性的人身売買
 - セクストーション、クラウドソーシング、誘引、強要
 - 独自の資源と執行の問題
 - テクノロジー
 - 犯罪者心理学
 - 協力関係
 - 犯罪防止
 - 性犯罪者登録違反
 - 遺族、介護者、および遺族ケアへのアクセス
 - 法執行官のメンタルケア等

- 基本的な考え方
 - 「オフラインで違法なものは、オンラインでも違法である (What is illegal off-line is also illegal on-line) 」
 - プラットフォームに対しても、「違法情報」に対する責任をできる限り明確にして、対応を法的に求めるべき
 - 法的責任や禁止行為に対して、執行や救済が実際に効果を上げているかを検証し、必要な手続き法の見直しを行う事も重要
- 今後の課題
 - 特に必要性が高い問題については、対象範囲を明確にして限定的に規制導入を検討すべき

【検討が望まれる問題の例】

 - 公職選挙に関する悪質な行為への対応
 - レイティング・おすすめ・広告等の透明性確保
 - 利用者の選択肢やサービス利用機会の確保